

# 「官民共創スペースNETSUGEN」の利用について

# NETSUGEN

GUNMA PREF. FOREST CAMP

## 利用規約

### 1. 趣旨

この利用規約（以下「本規約」といいます）は群馬県庁舎三十二階官民共創スペース（以下「本施設」といいます。）の利用時に適用される諸条件を定めるものです。本施設の利用に際しては、本規約をお読みいただいたうえで、これらに同意いただく必要があります。

なお、本規約の解釈は、群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例（令和二年群馬県条例第六十一号。以下「条例」という。）、及び群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則（令和二年十二月二十一日規則第九十号。以下「規則」といいます。）に準じます。条例及び規則の条文は群馬県法規集に掲載しています。

(<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FE9A39A>)

### 2. 施設の設置目的

本施設は、官民共創により新たな事業の創出及び地域課題の解決を図り、もって社会の変革につなげていく拠点とするため、設置するものです。

### 3. 施設の設置目的

会員及び各種会員が利用可能なメニューについて以下の通り規定します。

- (1) 会員：本施設の利用に当たり必要となる情報を登録した者。
- (2) 利用可能なメニュー及び利用料金：別表のとおり

### 4. 利用開始手続き

#### 【オンラインでの会員情報の登録】

- (1) ホームページ (<https://netsugen.jp>) より会員情報（※1）及び会員区分を入力
- (2) 月額法人会員、月額個人会員、及び学生（個人会員（月額以外））の場合、別途お手続きをご案内します。
- (3) 会員登録完了後、登録完了メールを配信し、併せて会員個人単位の QR 会員証（登録証）を送付します。(2) と (3) の手続きは前後する場合がございます。

#### 【利用時】

- (1) 初回のみ受付で QR 会員証（登録証）と身分証等（月額法人会員にあつては社員証や名刺など、学生（個人会員（月額以外）にあつては学生証など）を提示ください。（2回目以降の利用時は QR 会員証（登録証）のみ提示ください）
- (2) 個人会員（月額以外）の方について、**利用前に受付で予約分の時間料金をお支払いください。**

#### 【オンラインでの登録ができない場合】

- (1) 受付で指定様式に会員情報（※1）を記入し、提出。あわせて身分証等を確認
- (2) 会員登録完了後、受付で紙製の会員証（登録証）を発行し、利用開始
- (3) 2回目以降の利用時は会員証（登録証）を提示して利用開始

※1 会員情報は本施設について、利用状況を把握し、サービスを改善すること、および会員への各種案内のために使用します。

## 5. 施設の設置目的

---

- (1) 本施設は、新たな「アイデアの実現」や「事業拡大につながるノウハウ、ネットワークの獲得」等を目的とする、多種多様な人材が交流する場として使用することができます。

- <利用の例>
- 各種企画・事業への参加
  - セミナースペースにおける各種企画・事業の開催（※2）
  - コーディネーターとの相談
  - 打合せスペースを利用した会議等
  - コワーキングスペースを利用した作業等

※2 群馬県との共催により行う各種企画・事業を含みます

---

### (2) 禁止事項

- ① 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる行為
- ② 営利目的の利用（実費相当額の参加費を徴する場合は、営利目的とはみなしません。）  
や政治的・宗教的活動などに利用する行為
- ③ 暴力団の活動又はこれを助長するおそれがあると認められる行為
- ④ 施設等を損傷するおそれがあると認められる行為
- ⑤ 利用承認等を受けた以外の施設に立ち入り、又は附属設備及び備品を利用する行為
- ⑥ その他当施設の管理運営上支障があると認められる行為
  - 飲料補給、軽食以外の食事をする事
  - 引火物、爆発物その他危険物等を持ち込むこと
  - 騒音、怒声、暴力行為等の他人に迷惑又は危害を及ぼす行為
  - 汚物、紙片等を散乱又は投棄し、若しくは施設の安全衛生を損なう行為

本施設では、上記のいずれかに該当するときは、施設の利用を承認しない、又は利用の承認を取り消し、もしくは施設の利用を制限し、あるいは停止することがあります。この場合も、既に納入いただいた**利用料金は返還しません。**

---

- (3) 利用承認後、利用者の都合により利用内容を**変更又は利用を取消す場合は**、所定の「**官民共創スペース利用変更（取消し）承認申請書**」をご提出ください。**毎月20日までに**手続きが完了すると、翌月以降の適用となります。
- 

- (4) 利用承認後、**利用者の都合で**施設の利用内容を**変更又は取消す場合は**、既に納入いただいた**利用料金は返還しません。**
- 

- (5) 利用者は、その利用を終了したとき（利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復して返還しなければなりません。
- 

- (6) 利用者は、その利用中に施設、付属設備等が損傷し、または滅失したときは、直ちにその旨を受付スタッフに届け出て、その指示を受けなければなりません。
- 

- (7) セミナースペースを利用して各種企画・事業の実施を希望する場合、原則として以下に定める期間までに施設使用の承認を受け、事前予約を行ってください。ただし会員に十分な周知が図られ、他の会員の施設利用に特段の支障が生じないと認められる場合はこの限りではありません。

- 北側セミナースペースのみ利用する場合：開催予定日の**4か月前**まで
  - 東側セミナースペースのみ利用する場合：開催予定日の**3か月前**まで
  - 北側及び東側の両方のセミナースペースを利用する場合：開催予定日の**6か月前**まで
- 

- (8) 本施設で行う会員の活動の内容について、群馬県職員及び本施設の職員が必要に応じて調査・確認することができます。

## 6. 開場日・利用可能時間

---

■ 平日：午前10時～午後9時

■ 土日・祝日：午前10時～午後6時

注 1) 年末年始期間（12月25日～1月3日）は閉場日

注 2) 各種企画・事業等開催中は利用が制限されます。

また、このほか、施設管理上の都合等により臨時閉場日を設定させていただく場合があります。

開場の状況はホームページ (<https://netsugen.jp>) でご確認ください。

## 7. コーディネーターへの相談方法

---

- ・ 確実な相談実施のため、**事前予約を推奨**します。  
(事前予約済みの方を優先して対応するため、予約なしでお越しいただいた場合、相談の時間を取れないことがあります。)
- ・ 相談希望日におけるコーディネーター相談可能時間帯はホームページ (<https://netsugen.jp>) でご確認ください。

## 8. コワーキングスペースの利用

---

- ・ 事前予約は不要です。ホームページから予約も可能です。  
(事前予約済みの方を優先して対応するため、予約なしでお越しいただいた場合、座席が確保できないことがあります。)
- ・ 混雑時、イベント開始時など利用できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ お子様を連れて利用する場合、**中学生までのお子様は無料**でご同伴いただけます。

## 9. 打ち合わせスペースの利用

---

- ・ **最低2名以上**で実施する会議や打ち合わせに利用いただけます。
- ・ ご利用を希望される場合には受付に申し出てください。
- ・ ご利用は先着順となります。ホームページから予約も可能です。
- ・ 1回あたりの**利用時間は2時間**までを基本とさせていただきます。

## 10. その他

---

- ・ 本規約の内容は必要に応じて追加や見直しを行う場合があります。  
(規約の改訂を行った場合には全会員にメール等でお知らせします。)
- ・ 本規約のほか、公式ホームページ (<https://netsugen.jp>) の掲載情報や施設内の掲示、受付スタッフからの説明等に従って施設をご利用ください。